

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、東かがわ市が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）小磯上地区）を行うことについて平成19年11月20日適当と決定した。

その関係書類を東かがわ市経済課において平成19年12月7日から同月27日まで縦覧に供する。

平成19年11月30日

香川県知事 真 鍋 武 紀